別表十七（二の三）　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の３（超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「超過利子額　⑸」の欄は、次によること。

⑴　当該事業年度が租税特別措置法第66条の５の３第３項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表十七（二の三）付表「３」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該事業年度が租税特別措置法第66条の５の３第４項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度である場合（⑴に該当する場合を除く。）には、同項の規定により当該法人の超過利子額（同条第１項に規定する超過利子額をいう。⑶において同じ。）とみなされる同法第68条の89の３第７項（連結超過利子額の損金算入）に規定する連結超過利子個別帰属額を記載すること。

⑶　当該事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（超過利子額とみなされたものを含む。）のうち、租税特別措置法第66条の５の３第７項の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しないこと。

3　「対象事業年度　⑾」の欄は、当該法人の租税特別措置法施行令第39条の13の３第２項（超過利子額の損金算入）に規定する対象事業年度を記載すること。

別表十七(二の三)の次に次の１表を加える。